

各高齢者入所施設等 御中
各居宅介護サービス事業所等 御中
各訪問系障害福祉サービス事業所等 御中

京都府健康福祉部ワクチン接種対策室

京都府接種会場における医療従事者及び高齢者・障害者施設従事者等の
新型コロナウイルス感染症に係る追加接種（3回目接種）の実施について

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について、このたび、市町村の接種を支援するため、京都府としても接種会場を設置し、追加接種（3回目接種）を行うこととしており、また、高齢者接種に先立って、医療従事者の接種機会を確保するために、1月中に前倒しして接種を開始いたします。

つきましては、ワクチンの接種を希望される方は下記により、1月18日（火）午前11時から予約可能となりますので、貴所属の皆様にご周知いただきますようお願いいたします。

なお、全体の接種予約状況により、接種できない場合もありますので、併せて御承知おき願います。

記

1 対象者

お住まいの市町村から発行された3回目接種の接種券を持っている18歳以上の方で、次の対象者の区分に該当し、2回目接種完了日から6箇月以上経過している方

- (1) 高齢者が入所・居住する高齢者施設等の従事者
 - (2) 高齢者が利用している通所サービス事業所の従事者
 - ① 京都府内の居宅介護サービス事業所等の従事者
 - ② 京都府内の訪問系障害福祉サービス事業所等の従事者
- ※詳細については別紙を御確認ください。

2 予防接種の概要

(1) 接種会場

京都タワー会場

住 所：〒600-8216 京都府京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町721-1
京都タワービル 4階

交通機関：JR京都駅から徒歩1分

※ 駐車場、駐輪場はございませんので、御留意願います。

(2) 接種日

1月24日（月）～1月31日（月）の平日のみ

※ 時間：午後（14時～18時30分）

(3) ワクチンの種類

武田／モデルナ社製

(4) 予約方法

- ①WEB 予約可能期間：1月18日（火）11時～1月24日（月）12時まで
（URL：<https://jump.mrso.jp/kyoto/>）
※医療従事者等限定のため、対外公表不可



- ②コールセンター 予約可能期間：1月18日（火）11時～
（電話番号：0570-030-280）
※医療従事者等限定のため、対外公表不可

※コールセンター対応可能時間
（日曜日なし）

1月18日（火）	11：00～19：00
19日（水）	9：00～19：00
20日（木）	〃
21日（金）	〃
22日（土）	9：00～17：30
24日（月）	9：00～19：00

- ・接種券番号を使用して予約してください。
- ・接種券をお持ちでない方は、予約できません。

(5) 接種当日の持ち物、服装

- ・お住まいの市町村から発行された接種券など書類一式
- ・本人確認書類
（上記書類と住所地が一致する運転免許証・健康保険証・マイナンバーカード 等）
※お薬手帳をお持ちの方は御持参ください。
- ・速やかに肩を出せる服装

3 留意事項

○希望者への接種

- ・予防接種は個人の判断であり、あくまでも希望者への接種です。

○重複予約の禁止

- ・市町村においても追加接種を実施しているため、重複して予約することのないようにしてください。重複予約をすると、準備したワクチンが無駄になってしまいます。御協力をお願いします。
- ・京都府の接種会場でワクチン接種を受けられた方は、市町村等での接種は受けられません。

○接種券について

- ・新型コロナウイルスに係る予防接種は、原則として住民票のある市町村が発行する「接種券」を持っていることが必要です。

担当	京都府 健康福祉部 ワクチン接種対策室 細見、伊丹
電話	075-414-5491、5745

【別紙】

- ◆令和3年12月17日付厚生労働省健康局健康課予防接種室 事務連絡
「初回接種完了から8か月以上の経過を待たずに新型コロナワクチンの追加接種を実施する場合の考え方について」
<https://www.mhlw.go.jp/content/000869021.pdf>

- ◆新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（6版）P21～P23
<https://www.mhlw.go.jp/content/000868868.pdf>

(1) 高齢者が入所・居住する高齢者施設等

ウ 高齢者施設等の範囲

表 3 高齢者施設等の範囲

対象の高齢者施設等には、例えば、以下の施設であって、高齢者等が入所・居住するものが含まれる。

<ul style="list-style-type: none">○ 介護保険施設<ul style="list-style-type: none">・ 介護老人福祉施設・ 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護・ 介護老人保健施設・ 介護医療院○ 居住系介護サービス<ul style="list-style-type: none">・ 特定施設入居者生活介護・ 地域密着型特定施設入居者生活介護・ 認知症対応型共同生活介護○ 老人福祉法による施設<ul style="list-style-type: none">・ 養護老人ホーム・ 軽費老人ホーム・ 有料老人ホーム○ 高齢者住まい法による住宅<ul style="list-style-type: none">・ サービス付き高齢者向け住宅	<ul style="list-style-type: none">○ 生活保護法による保護施設<ul style="list-style-type: none">・ 救護施設・ 更生施設・ 宿所提供施設○ 障害者総合支援法による障害者支援施設等<ul style="list-style-type: none">・ 障害者支援施設・ 共同生活援助事業所・ 重度障害者等包括支援事業所（共同生活援助を提供する場合に限る）・ 福祉ホーム○ その他の社会福祉法等による施設<ul style="list-style-type: none">・ 社会福祉住居施設（日常生活支援住居施設を含む）・ 生活困窮者・ホームレス自立支援センター・ 生活困窮者一時宿泊施設・ 原子爆弾被爆者養護ホーム・ 生活支援ハウス・ 婦人保護施設
---	--

(2) 高齢者が利用している通所サービス事業所

(居宅サービス等（介護）)

訪問介護、訪問入浴介護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、居宅療養管理指導、通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、福祉用具貸与、居宅介護支援

(注) 各介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を含む。

(訪問系サービス等（障害福祉）)

居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援（訪問系サービス等を提供するもの）、自立生活援助、短期入所、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援

(注) 地域生活支援事業（訪問入浴サービス、移動支援事業、意思疎通支援事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業、地域活動支援センター、日中一時支援、盲人ホーム、生活訓練等、相談支援事業）を含む。